

受験番号	
------	--

産業衛生専攻医認定試験にあたっての注意事項

- 1) 試験問題は○×方式の 100 題です。
- 2) 試験時間は 60 分です。
- 3) 解答用紙に受験番号を記入してください。
- 4) 試験終了後にこの冊子は回収します。

第 37 回 産業衛生専攻医認定試験

試験問題

2025 年 11 月 15 日

日本産業衛生学会専門医制度委員会

1. 労働者を海外に 6 か月以上派遣する際の海外派遣労働者健康診断では、その労働者が 1 年以内に一般定期健康診断や特殊健康診断を受けていれば、その者が受けた健康診断項目を省略できる。
2. 石綿は労働安全衛生法により製造が禁止されているが、試験研究を目的とする場合において、特例許可を受けたときは、製造・使用・輸入することができる。
3. 産業医の勧告は、様々な手段を尽くしてもなお理解されない場合のように、限定的に行うべきものである。
4. 業務上疾病において、負傷に起因する疾病のうち災害性腰痛は約半数を占める。
5. 石綿健康診断の個人票は 30 年間保存しなければならない。
6. 産業医は衛生委員会に参加できなくても、押印するなどして議事録を確認することが大切である。
7. セクシャルハラスメントの対応については、男女雇用機会均等法で明文化されている。
8. じん肺健康診断結果の保存期間は 7 年である。
9. すべての労働者の法定労働時間は、休憩時間を除き 1 週 40 時間、1 日 8 時間である。
10. 労災保険における保険料は、労使折半となっている。
11. 振動工具取扱い業務の健康診断は、法的に義務づけられていない行政指導による健康診断である。
12. 第二種衛生管理者は、有害業務がある事業所の衛生管理業務を行うことができる。
13. 健康管理手帳の交付を受けようとする場合は、離職の際または離職の後に、本人が労働局に申請する。
14. ろ過式呼吸用保護具は酸素濃度が 18%未満の環境でも使用可能である。
15. 結核の接触者調査は 2 年間にわたり行われる。
16. 母性健康管理指導事項連絡カードは、妊娠中だけでなく出産後も含めて、女性労働者に対して主治医等が行った指導事項の内容を事業主へ伝えるための文書である。

17. 過重労働による脳・心臓疾患の認定基準では、発症前 1 か月の業務内容を評価の対象とする。
18. 生物学的半減期が短い物質では、ばく露後直ちに試料を採取することが望ましい。
19. 作業環境測定のア測定では、単位作業場内に 5 m 以下の一定間隔で測定点を 10 か所以上設定する。
20. 局所排気装置のフードは発生源からできるだけ遠ざけ、可能な限り発生源を覆う。
21. 事務職場での巡視では、静的筋疲労を取り除くために、休憩時のストレッチ体操や運動を積極的に勧めるのがよい。
22. 事務所衛生基準規則では、事務室における炭酸ガス濃度は 0.5% 以下、一酸化炭素は 50 ppm 以下とされている。
23. レーザー業務に常時従事する労働者については、クラス 1 のレーザー機器を使用している場合、雇入れまたは配置換えの際に眼底検査を行うことが定められている。
24. 労働安全衛生法で定められている安全衛生教育は、雇入れ時教育、作業内容変更時の教育と危険有害業務に対する特別教育、職長教育の 4 つである。
25. 有機リン系農薬の中毒では、しばしば瞳孔が散瞳する。
26. 使用者の安全配慮義務は、危険予知義務、危険回避義務、本人への伝達義務、再発防止義務の 4 つで構成されている。
27. 高気圧作業において、加圧および減圧は速やかに行うことが望ましい。
28. リスクアセスメントにおいて、リスクは危険・有害性であり、ハザードは危険・有害性の程度と現実になる可能性まで含んだ概念である。
29. 事務所衛生基準規則では、一般的な事務作業における照度を 300 lx 以上にすることが定められている。
30. 特定業務従事者の健康診断においては、胸部エックス線検査および喀痰検査は、医師が必要でないと認めるときは省略することができる。
31. 臨床検査の精度管理には、機関内部で同時再現性、日差再現性、日内再現性を確認する内部精度管理と、外部の精度管理機関が行う外部精度管理がある。

32. 金属アーク溶接作業を行っている事業所では、粉じん障害防止規則・じん肺法に加え、溶接ヒュームに関して特定化学物質障害予防規則による措置が必要である。
33. クリソタイル、クロシドライト、アモサイトのうち、最も中皮腫の発生能が高いのはクリソタイルである。
34. 有機溶剤中毒予防規則では局所排気装置の囲い式フードの制御風速は 0.4 m/s である。
35. Bq（ベクレル）は放射能の強さを表す単位で、Sv（シーベルト）は人の被ばく影響を表す単位である。
36. インジウム化合物の取扱作業者の特殊健康診断では、尿中インジウムの量を測定する。
37. パワーハラスメントは労働者のメンタルヘルスと関係が深いため、ハラスメントに該当するかの判断に産業保健スタッフも積極的に関与することが推奨されている。
38. 37 歳の労働者 X の一般健康診断の尿検査を、医師の判断で省略した。
39. 体内にとりこまれたキシレンは馬尿酸として尿中に排出される。
40. 職場の温熱環境は、気温、湿度、気流の 3 つの温熱要素の影響を受けている。
41. レーザーの眼に対する影響には白内障がある。
42. 肺結核は、じん肺法施行規則でじん肺症の合併症のひとつとして規定されている。
43. 第三管理区分の作業場において、要求防護係数を上回る指定防護係数を有する呼吸用保護具を選択すれば、フィットテストは不要である。
44. 厚生労働省が用いている小規模事業場の定義は「常時雇用する労働者の数が 50 人未満」である。
45. 職業性歯の酸蝕症は、主に歯の内面（舌側・口蓋側）に生じる。
46. 独立行政法人労働者健康安全機構が都道府県産業保健総合支援センターを運営している。
47. 長時間労働者への医師による面接指導を行った場合には、事業者はその面接指導の結果の記録を作成し、5 年間保存しなければならない。

48. 常時粉じん作業に従事する労働者は毎年じん肺健康診断を受けなければならない。
49. じん肺管理区分は、都道府県労働局長が決定する。
50. 労働者の健康上の就業適性の考え方においては、健康障害による機能障害を過大評価してはならない。
51. 労災保険による二次健康診断は、血圧、血中脂質、血糖、BMI の 3 項目以上について異常があると判断された場合に無料で受けることができる。
52. トルエンは第二種有機溶剤である。
53. 労働安全衛生法では、事業者が受動喫煙防止対策を講じることを努力義務として規定している。
54. 特別管理物質は、作業記録を 5 年間保存することが義務付けられている。
55. 塗装作業のように粉じんと溶剤蒸気が両方発生する場合は、防じん機能を優先して保護具を選択する。
56. 床から 4 m までの高さの部屋の容積から、備品や設備のおよその体積を差し引いたものを気積といい、労働者 1 人当たり 10 m³ 以上確保する必要がある。
57. 石綿肺では、胸部エックス線写真上、両側下肺野を中心に不整形陰影を呈する。
58. 一般定期健康診断結果の保存期間は 10 年である。
59. 医師による面接指導の対象となるのは、時間外労働が 1 か月当たり 80 時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められ、申出をした者である。
60. 法定外の健康情報を事業者が取得・保存する場合は、安全配慮義務の履行のために利用する責任が生じる。
61. 派遣中の労働者について特殊健康診断を実施した場合、遅滞なくこれら健康診断の結果を記載した書面を派遣元に送付しなければならない。
62. 作業環境測定 of B 測定の測定値が管理濃度の 1.5 倍を超えている場合は、第三管理区分となる。
63. 健康障害が発生してから過去のデータを用いて原因究明等を行う疫学研究を後ろ向きコホート研究という。

64. 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）では、高年齢労働者の労働災害防止を目的として、事業者と労働者に求められる取組が示されている。
65. 労働災害防止計画は、7年おきに策定される。
66. 鉛を使用する労働者の健康診断は、特定化学物質障害予防規則により規定されている。
67. 労働者が業務上の事由による負傷・疾病により労働できないために賃金を受けない日が4日以上認められた場合、4日目から1日につき給付基礎日額の60%が支給される。
68. 騒音健診の定期健診では、オーディオメータにより周波数 1,000 Hz と 4,000 Hz における聴力検査を行う。
69. 化学物質等の危険性や有害性の分類は、国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」で示されている。
70. 建設業と造船業においては、総括安全衛生管理者を統括安全衛生責任者と言い換える。
71. 国際がん研究機関（IARC）の化学物質の発がん性評価において、ヒトに対して発がん性を示す物質はグループ 1 に分類される。
72. 1,2-ジクロロプロパンは胆管がんを起こすため、労働安全衛生法で製造が禁止されている。
73. 労働基準法は、生理日の就業が著しく困難な女性に対する休暇について定めている。
74. 派遣労働者の一般健康診断の実施は、派遣元事業者の責務である。
75. 特定化学物質の第二類物質は厚生労働大臣の製造許可を必要とする。
76. 労災保険法上の「治癒」とは、投薬がなくなり医療機関の受診が終了した状態である。
77. 傷病休業からの職場復帰では、適切な可否判定には正確な診断名と詳細な治療内容が必須であるため、主治医・本人・産業医・会社の四者で情報共有することが望ましい。
78. 取替え式防じんマスクの粒子捕集効率は、RS1 より RS3 の方が高い。
79. 変形労働時間制を採用する場合は、労働基準監督署長に届け出る必要がある。

80. マンガンばく露による業務上疾病の一つとして、振せん等の神経障害がある。
81. 健康診断実施後の措置として、個人票の「医師の意見」の欄には診断区分の判定を記載しなければならない。
82. 有機溶剤等の区分に応じた色の表示は、第一種有機溶剤等が青、第二種有機溶剤等が黄、第三種有機溶剤等が赤である。
83. 作業環境測定のア測定では、測定結果の幾何平均値、幾何標準偏差を用いて1つの評価値を計算し、管理濃度と比較して区分を決定する。
84. 労働安全衛生法で規定されている一般健康診断の項目には、給食従業員の検便が含まれる。
85. 建設業、ドライバー、医師等の時間外労働の上限規制の適用猶予は、2025年3月で完了した。
86. 職場の化学物質管理総合サイト「ケミサポ」は、中央労働災害防止協会のホームページで紹介されている。
87. 衛生委員会等への参画は、労働衛生の5管理のうちの総括管理に含まれる。
88. 令和5年度から開始の第10次粉じん障害防止総合対策では、離職後の健康管理の推進も重点項目に含まれる。
89. 濃度基準値のあるリスクアセスメント対象物に、漏洩事故で大量ばく露した場合は第4項健診の実施が必要である。
90. 建設業では、常時使用する労働者が200人の場合、総括安全衛生管理者を選任する必要はない。
91. 情報機器作業の配置前健康診断として、5m遠見視力、1m近見視力、屈折検査、眼位検査、近点距離を測定する。
92. 個人ばく露濃度測定では、作業者個別のばく露量が測定できるため、作業環境測定よりも精度の高い評価が可能である。
93. 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、事業者は安全衛生推進者もしくは衛生推進者を選任しなければならない。
94. 熱中症の早期発見のための体制整備・重篤化を防止するための措置の実施手順の作成・関係作業員への周知が、事業者に義務付けられている。
95. 医療機関の管理者は、職員の安全と健康を守るという観点から、産業医業務も担うことが望ましい。

96. 個人情報保護法では、人の生命、身体または財産の保護が必要で、本人の同意を得ることが困難である場合は、第三者に個人情報を提供できる。
97. 短時間労働者において 1 週間の労働時間が同種の通常労働者の 1 週間の所定労働時間の 3 分の 2 以上であれば健康診断の実施義務がある。
98. 50 人未満の事業場におけるストレスチェックの実施が義務化されたが、施行期日は法改正公布後 5 年以内である。
99. SDS（安全データシート）に記載されている危険・有害性の絵表示にある区分の数字が小さいほうが危険・有害性が低い。
100. 生物学的モニタリング値が生物学的許容値の範囲内であれば、健康影響のリスクが低いと推定される。